

事故報告書を提出すべきけがや事故の判断基準

令和4年5月
つくば市福祉部高齢福祉課

○報告対象について

死亡に至った事故または医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故、下表の基準に相当すると考えられる事故については事故発生後5日以内を目安に報告すること(令和3年3月19日厚生労働省老健局介護保険最新情報Vol.943)

	けがや事故の程度	けがや事故の例
サービス 提供中	骨折 やけど 入院を伴う程度のけが等 器具使用によるけが等 交通事故 行方不明 虐待(疑い含む) 自傷行為によるけが等 利用者間の暴力行為 その他過失による事故	転倒等による骨折 理由不明の骨折 入浴中の温水によるやけど 誤嚥による窒息 薬の誤飲 電動ベッド使用時のけが 利用者乗車中の交通事故 離設による行方不明 介護従事者による虐待 自傷行為による大けが 利用者同士の暴力行為によるけが 職務怠慢、職務不履行により起こった事故
施設 管理	施設内の設備・機器等の管理に伴う事故 火災	老朽化した設備が原因のけが 機器等の不具合が原因のけが 施設内で火災が発生した
コンプライ アンス	個人情報漏洩(可能性含む) 施設内での犯罪行為・不法行為 軽度のけがでも、利用者等が施設の対応に納得されないような場合	個人情報の入ったかばんを紛失した パソコンのウイルス感染により漏洩した パソコンのウイルス感染により漏洩した 従業員による窃盗 従業員による盗撮 利用者家族にけがの状況を報告した際、施設対応に納得せず、もめる事が想定される場合
	風水害・地震による被災 【災害時用の別報告にて報告】 感染症・食中毒の集団発生 【感染症用の別報告にて報告】	自然災害によるけが 自然災害による施設被害 インフルエンザが集団発生した